



危険木除去支援対策事業費補助金のお知らせ

農林振興課林政係 ☎75-4975

防災・減災に向け住宅等に被害を及ぼす恐れのある危険木の伐採、撤去等に係る経費の一部を助成します。

●事業内容

(1) 住宅や公共施設対象

危険木の伐採、撤去等に係る工事費用の8割※
(最大30万円)を補助

(2) 電線等対象

危険木の伐採、刈払のための準備及び伐採及び撤去等に係る工事費用の5割※(最大30万円)を補助

※木材売上収入を差し引いた残りの経費

●事業の流れ

①申請者(危険木の森林所有者または被害を受ける可能性のある人)は、交付申請書及び関係書類(交付申請書の添付資料)を事業(伐採)実施**30日前**までに市に提出。

※申請者と危険木の所有者が異なる場合は、立木所有者から事業の実施承諾書を取得してください。

②市は危険度・緊急度等を勘案しながら(必要に応じ市と関係者で現場立会)申請者に対し交付決定書を通知。

③事業(伐採)実施。事業完了後、**60日以内**に申請者は実績報告書に関係書類(実績報告書の添付資料)とともに提出。

④市より申請者に補助金の支払。

●補助要件

※事前に市役所林政係までご相談ください。

(1)地目が「山林」又は「原野」に存在し、住宅や公共施設、電線等に倒れる恐れがある木であること。(庭木や街路樹、公園・寺社境内の木は対象外です。)

(2)胸高における直径が20cm以上であるもの。

(3)伐採面積が0.05ha未満であること。

【注意事項】

※地域森林計画対象森林内の場合、伐採届等が必要です(別途案内いたします。)

※予算の範囲内での実施となります。

各種様式について

※状況報告書とともに位置図・写真を添付ください。

※各様式については、うきは市ホームページまたは、農林振興課林政係の窓口で配布します。

「緑の募金」について

うきは市緑づくり推進協議会(農林振興課林政係内) ☎75-4975

5月2日~5月31日の1カ月間、うきは市緑づくり推進協議会では「緑の募金」のご協力をお願いしています。

皆様からいただいた募金は、(公財)福岡県水源の森基金へ全額納めた後、当協議会へ募金額の1/2が配分され、地域による緑づくり活動等に活用されています。

昨年度については、要望のありました右記7組織へ助成を行い、緑づくりの推進に活用させていただきました。



●令和3年度実績額

募金額	2,224,950円
交付額(1/2)	1,112,475円

上記の組織以外での活動として、当協議会により門松カードの製作費用として使用させていただきました。

組織名	助成内容	植栽箇所
新川地区自治協議会	ソメイヨシノ、西洋シャクナゲ植栽	新川つづら棚田付近
栗木野区	ツツジ植栽	栗木野公民館敷地内
下菅区	サクラ植栽	下菅公民館敷地内
末石区	パンジー、ビオラ外植栽	末石区ふれあい花壇
遊林愛児園	ビオラ、チューリップ、水仙外植栽	園内敷地内
山春保育所	パンジー、ビオラ、シバサクラ外植栽	保育所敷地内
うきは市花と緑推進協議会	チューリップ植栽	市役所敷地内